

岩手県告示第829号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年10月22日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 馬内建設有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第1地割114番地43
 - ウ 代表者の氏名 馬内弥太郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8429号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成25年10月22日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年10月29日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 柿木工業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町長山松木5番地1
 - ウ 代表者の氏名 柿木三四二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第20579号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成25年10月8日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。